

●香川県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年3月25日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
観音寺市観音寺町字内新田甲 2591番10地先 （詳細な区間は、関係図面で 示す。）	前	17.1～32.9	5	余剰地の不用物件化
	後	17.1～17.8	5	